

○大阪市補助金等交付規則

平成18年 2 月 24 日

規則第 7 号

大阪市補助金等交付規則を公布する。

大阪市補助金等交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 本市が交付する補助金及び利子補給金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるよう努めるものとする。

(補助金等の交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、市長の定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書又はこれに相当する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、補助金等の内容に応じて市長が必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- (1) 補助金等の交付の申請をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 補助事業等の名称、目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (4) その他市長が必要と認める事項  
（補助金等の交付の決定）

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金等を交付することが不適當であると認めたときは、速やかに補助金等を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定又は補助金等を交付しない旨の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公表するよう努めるものとする。

（補助金等の交付の条件）

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと

- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと
  - (4) 市長が、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事務所、事務所等  
に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと
- 2 市長は、補助事業等の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を本市に返還すべき旨の条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金等を交付しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を理由を付して補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を理由を付して補助事業者へに通知するものとする。

（補助事業等の遂行）

第10条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補助金については、その交付の目的となっている利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることを含む。）をしてはならない。

（関係書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第15条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行に関する報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行の指示)

第13条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行するよう指示することができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度ごとに市長が定める期日とする。）又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、次に掲げる事項を記載し収支決算書又はこれに相当する書類その他市長が必要と認める書類を添付した報告書により速やかに補助事業等の成果を市長に報告しなければならない。ただし、補助金等の内容に応じて市長が必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- (1) 補助事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 補助事業等の名称
- (3) 補助金等の交付の決定に係る通知書の交付日及び交付番号
- (4) 補助金等の予定金額
- (5) その他市長が必要と認める事項

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた

ときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を理由を付して補助事業者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を求められたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間について

は、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金等は最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者が補助金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行の指示又は補助事業等の是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものは、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金等の全部に担当する金額をあらかじめ本市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の種類、用途、構造、耐用年数その他の事項を考慮して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物  
(補助金等の交付状況の公表)

第22条 市長は、毎年1回、補助金等の交付の状況を取りまとめ、補助金等ごとの交付件数、交付額その他必要な事項を公表するものとする。

(不当干渉等の防止)

第23条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者に対して干渉してはならない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度以降の予算により支出する補助金等について適用する。
- 2 この規則の施行の際現にされている補助金等の交付の申請、決定等の行為は、これらの行為に相当する行為についてのこの規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月27日規則第188号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。